

2025 年日本国際博覧会入場チケット引換券購入・使用規約

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「協会」といいます。）は、2025 年日本国際博覧会の入場チケット引換券（以下「引換券」といいます。）の購入および使用に関する規約（以下「本規約」といいます。）を次のとおり定めます。

博覧会への来場をご検討いただいているお客様（以下「お客様」といいます。）が、引換券を購入される前に本規約及び協会が別途定める「2025 年日本国際博覧会チケット購入・使用規約」をよくお読みください。お客様が引換券を購入し、2025 年日本国際博覧会入場チケット（以下「チケット」といいます。）と交換する際は本規約が適用され、交換後の 2025 年日本国際博覧会入場チケットを使用されるに際しては、2025 年日本国際博覧会チケット購入・使用規約が適用されます。

第 1 条（定義）

本規約で使用される各用語の定義は、本規約で別に定める場合を除いて、次のとおりとします。

（１）「博覧会」とは、2025 年 4 月 13 日から 2025 年 10 月 13 日までの期間に開催予定の 2025 年日本国際博覧会をいい、略称を「大阪・関西万博」とします。

（２）「博覧会会場」とは、チケットを提示しなければ入場できない、博覧会が行われる全ての区域をいいます。

（３）「2025 年日本国際博覧会入場券制度」とは、チケットの種類、条件、価格、来場者区分その他の事項について定めたものをいいます。2025 年日本国際博覧会入場券制度は、協会のウェブサイトに掲載されています。

（４）「チケット」とは、協会が発行し、博覧会会場への入場を許可する入場券をいいます。お客様がチケットを購入又は使用されるに際しては、2025 年日本国際博覧会チケット購入・使用規約が適用されます。2025 年日本国際博覧会チケット購入・使用規約は、協会のウェブサイトに掲載されています。

（５）「引換券」とは、協会が発行し、チケットに交換することができる引換券をいいます。引換券のままでは、博覧会会場に入場することはできません。必ず、チケットへの交換が必要となります。

（６）「来場者区分」とは、協会がチケット毎に設定する、大人、中人、および小人の区分をいいます。各区分の詳細は、2025 年日本国際博覧会入場券制度に記載しています。

（７）「協会公認販売チャネル」とは、チケットの購入が可能な全ての販売経路を意味し、協会による公式販売ウェブサイト、協会による直接販売、販売事業者およびその指定する販売チャネル（二次代理店等）を含みます。

（８）「公式販売ウェブサイト」とは、チケットに関する情報を提供し、チケットの購入機会を提供する協会のチケット専用公式ウェブサイト（<https://www.ticket.expo2025.or.jp>）

をいいます。

(9)「販売事業者」とは、協会と販売契約（買取販売契約、デポジット販売契約、委託販売契約）を結んだ、チケットを販売することを認められている事業者をいいます。販売事業者のリストは、協会のウェブサイトに掲載しています。

(10)「来場日時予約」とは、博覧会会場に入場する日時を事前に予約する手続をいいます。

(11)「パビリオン予約」とは、博覧会会場に出展しているパビリオンへの入館予約をいいます。

(12)「イベント予約」とは、博覧会会場で行われるイベントへの参加予約をいいます。

(13)「チケットID」とは、協会がチケットを識別するためにチケット毎に付与する符号をいいます。

(14)「シリアルコード」とは、引換券をチケットに引き換える際に用いる符号をいいます。

(15)「個人情報保護方針」とは、日本国籍者の個人情報およびデータの収集、使用、保存、開示及び管理方法に関する協会の方針をいいます。個人情報保護方針は、協会のウェブサイトに掲載されています。

(16)「海外個人情報プライバシーポリシー」とは、日本国以外の国籍者の個人情報およびデータの収集、使用、保存、開示及び管理方法に関する協会の方針をいいます。海外個人情報プライバシーポリシーは、協会のウェブサイトに掲載されています。

(17)「ゲート前チケット引換所」とは、博覧会会場の外にあり、引換券をチケットに交換する場所をいいます。

(18)「マイチケット」とは、公式販売ウェブサイトの中で提供されるサービスの一つであり、購入したチケットの管理や、チケットの追加登録、チケットの受け渡し等が可能です。

(19)「予約必須日」とは、ゲート前チケット引換所でチケットへの引き換えができない2025年4月26日～5月7日、6月1日～8月8日の土日祝日、8月9日～31日、9月13日～10月13日の日時のことをいいます。

第2条（一般取引条件および規則）

1. 全ての引換券は、本規約に従って発行されます。
2. お客様が引換券を取得したとき以降は、本規約が適用されます。
3. 協会は、本規約をいつでも改正する権利を有し、当該改正は、協会のウェブサイトに掲載された日から有効となります。お客様には、改正後の本規約が適用されますので、定期的に本規約を確認してください。

第3条(引換券の種類)

引換券は、以下の2種類があります。

(1) 来場日時指定がある引換券

チケットID交換サイト又は、指定されている来場日時にゲート前チケット引換所でチケットと引き換えることができる引換券です。

(2) 予約可能引換券

チケットID交換サイト又は、予約必須日以外の日午前11時以降にゲート前チケット引換所でチケットと引き換えることができる引換券です。ただし、混雑状況により、ゲート前チケット引換所でのチケットへの引き換えをお断りする場合や予約必須日への変更を可能にする場合があります。

第4条（引換券の購入、譲渡、転売および商業的利益を得るための使用）

1. お客様は、協会公認販売チャンネルを通じて引換券を購入することができます。引換券は、本条4項による譲渡に該当する場合を除き、協会公認販売チャンネルから購入したもののみを有効とします。
2. 協会は、お客様が1回または複数回の取引で大量の引換券を購入することを制限することができます。
3. お客様は、不特定または特定多数の人々に対して、引換券を転売することはできません。
4. お客様は、家庭内または友人、同僚等個人の関係その他これに準ずる限られた範囲内においてのみ、引換券を譲渡（転売、贈与を含む。以下本条において同じ。）することができます。ただし、以下の条件を全て満たすことが必要です。

（1）譲渡価額が券面価格以下であること。

（2）譲渡を受けるお客様が、引換券に記載される来場者区分に該当すること。

5. 引換券は、協会の書面による事前承認がない限り、広告、宣伝、オークション、資金調達、またはマーケティングの目的に使用することはできません。

第5条（引換券代金支払い）

1. お客様は、協会公認販売チャンネルが指定する支払方法により購入代金をお支払いください。
2. 引換券の発行方法、代金の支払方法等によっては、手数料その他費用が発生する場合があります。

第6条（チケットへの引き換え）

1. 以下のいずれかの条件を満たすとき、チケットへの引き換えを行ったものとみなし、引換券は効力を失います。

（1）チケットID交換サイトでシリアルコードを入力し、チケットIDを入手したと

き。

(2) ゲート前チケット引換所でチケットと引き換えたとき。

第7条（引換券の無効等）

1. 協会は、本規約に違反して購入または使用される引換券を無効とし、チケットの引き換え及び博覧会会場への入場を許可せず、入場後に違反が判明した場合は、博覧会会場から退場させることができます。
2. 盗難、偽造等により不正な引換券の使用を試みた場合、協会は、お客様に付与されている他の正規の引換券も無効とすることができます。
3. 劣化、汚損または破損により引換券の判読が不能な場合は、お客様は、引換券をチケットへ引換できないことがあります。

第8条（お客様による損害）

1. お客様が本規約に違反し協会に損害等を与えた場合、協会は、お客様に対し、賠償等を請求することができます。
2. お客様が他のお客様その他第三者に損害等を与えた等トラブルが発生した場合、お客様と第三者との間で解決するものとし、協会は、当該トラブルに関与しません。

第9条（一般）

1. 本規約は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。本規約に起因または関連し、お客様と協会との間で紛争が生じた場合には、双方誠意をもって協議の上解決するものとします。協議をしても紛争を解決できない場合には、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本規約は日本語で作成されています。協会は、本規約の他言語への翻訳を公式販売ウェブサイトを通じてお客様に提供することがありますが、本規約の日本語版と翻訳版の間に矛盾がある場合は、日本語版が優先するものとします。

付 則

1. 本規約は、2024年10月11日より実施するものとします。